

第2回川口市行政評価外部評価委員会					
日 時	令和7年8月12日(月) 13:30～15:10		場 所	青木会館3階 会議室	
評価委員	石川委員長、佐藤副委員長、高田委員、田中委員、早船委員、石井委員、大関委員			傍聴者数	1名
事務局	企画経営課：小川次長、長部課長補佐、山縣主査、濱中主査、足立主任				

評価事業	福祉手当給付事業
担 当 課	福祉部 長寿支援課、障害福祉課
説 明 者	(長寿支援課) 若松課長、清水課長補佐、奈良岡主事 (障害福祉課) 蛭名次長、佐野課長補佐、津久井主事
前回の振り返り	
◆ 前回のヒアリング・ディスカッションの要点について、事務局から説明 1 2つの事業は、条件が揃えばそれぞれの手当を重複して受給することが可能であり、その実績としては、障害福祉課の市の手当と長寿支援課の手当を重複して受給している方は178名、障害福祉課の国の手当と長寿支援課の手当を重複して受給している方は41名とのことである。 2 長寿支援課の事業に関しては、特別養護老人ホームの入所要件と手当の支給要件の要介護度が異なるという課題があり、要介護度を揃える場合とそうしない場合での今後の事業費がどのくらい変わってくるのか。 また、障害福祉課の事業に関しては、市の手当について年齢制限の問題があり、他市も含めどのような考えから年齢制限を設けるのか。また、川口市が年齢制限をしてこなかった理由は何か。この二つの課題を整理し、重複受給について両課で総合的に検討をしてほしい。	
説明・ヒアリング	
◆ 前回の追加項目に対して、『質問・指摘及び回答一覧表』を基に長寿支援課長及び障害福祉課長から回答・説明 ◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答 質疑応答 ・ 委員 ➤ 障害福祉課の市手当の年齢制限に関して、障害の度合いが同程度の人でも、年齢制限を設けることで手当を受けられる人と受けられない人が出てくるのは公平性に欠けると感じた。例えば、65歳より前に障害者手帳を取得された人と、70歳で同程度の障害の度合いの人がいたとしても、年齢制限によって手当を受けられるかどうか異なる。長寿支援課の手当に関しては、対象である要介護認定4～5の人は、自力での生活が困難な状況にあると考える。その人たちの障害の有り無しについては、様々な障害があるため一概には言えないが、いずれにしても全面的な介護が必要だろう。しかし、似たようなハンディキャップを持つ人でも、障害者手帳を65歳より前に取得したことで障害福祉課の市手当を受けられ、さらに長寿支援課の手当も重複して受けられる人がいる点は不公平と感じた。手当の重複受給は無しにして、支給額の高い手当のみ受給する仕組みが良いのではないか。 ◇ (障害福祉課) 65歳以上の年齢制限を設けることについては、基準を設定する以上、何	

歳に定めたとしても境界が生じることは避けられなく、確かに難しい課題である。

- ◇ また、65歳以上で新規に手帳を取得するケースとして、障害と聞くと一般的には身体障害が想起されるが、その中には知的障害や精神障害を持つ人も含まれる。例えば、知的障害の場合、生まれながらに障害を持ち、5～6歳の時点で障害者手帳を取得し、その後特別支援学校に通い、就労継続支援B型の作業所で働くことが一般的である。こうした人が65歳を過ぎて、加齢による身体の不調で介護が必要になるケースがある。一方、当課が想定する65歳以上での新規手帳取得者は、身体障害者が中心である。具体的には、加齢に伴う身体不調で手帳を取得するケースが該当する。例えば、心臓手術を受けてペースメーカーを装着し、その後身体障害者手帳を取得した事例がある。このように、障害者手帳取得までの過程や背景に違いがある。さらに、現在介護保険制度が充実しており、65歳以上で介護が必要な場合には介護保険サービスが利用可能である。この点を踏まえ、65歳以上での新規手帳取得者を対象外とする判断をした。この考え方は、埼玉県が平成22年に対象外と定めた際にも、介護保険サービスを総合的に受けられるという点から、65歳以上での新規手帳取得者を対象外とする方針を示している。この考え方と現状を踏まえ、今回の結論に至った。

- 県が平成22年に65歳以上の年齢制限を設け、以降は特に制度変更が無いということは、県としても、65歳より前に障害者手帳を取得した方が、高齢者の手当と障害者の手当を重複して受給しても問題ないという考えか。

- ◇ （障害福祉課）県の補助対象に関しては、平成22年以降の変更は無い。なお、重複しての受給に関しては、県の補助制度の考えには、高齢者の手当と障害者の手当を重複して受給することを含めていない。あくまでも、障害の要件を満たしていれば県の補助対象になる。

・ 委員

- 長寿支援課へ、別添資料①について伺いたい。I列より、要介護4～5の人を対象とした場合は、令和4年度の決算額が約5,300万円、令和17年度の見込額は約7,300万円とのことで、約2,000万円増額する状況である。ところが、隣のJ列より、そこへ要介護3の人も含めた場合は、令和4年度の見込額が約9,000万円で、令和17年度の見込額は約9,500万円と、約500万円しか増額していない。要介護3を対象とする場合としない場合で、上がり幅があまりにも異なるのではないか。

- ◇ （長寿支援課）要介護3の方の見込み対象者数の算定方法だが、E列より、全体の要介護4～5の方が令和4年度では5,243名いたところ、本手当の対象の方はG列のとおり894名いた。その割合で、要介護3～5の方（F列）約8,800名を割り戻し、要介護3～5の方で本手当の認定者数の想定を約1,500名（H列）と見込みを立てた。その1,500名に対して、平均支給額の60,442円を乗じて算出している。

- ◇ 「令和6年度」の行の下「年平均伸び率」のところで、要介護4～5を対象とした場合は伸び率を1.025で計算しており、3～5を対象とした場合は伸び率1.004で計算しているため、数字としてずれが出ている。

- この伸び率は、人数を基準としたE・F列と、金額を基準としたI・J列とでなぜ変わるのか。

・ 委員

- 支給額が人それぞれ異なるからではないか。要介護３～５の方を対象とした場合の方が、支給額の低い方の数が多くなるのではないか。

- ・ 委員長

- そもそも、Ｊ列の令和４年度から令和６年度までの見込み額は、実際には無い数字である。そこに、伸び率を乗じて算出するというのは無理がある。

- ・ 副委員長

- Ｉ列の見込み額に伸び率１．０２５を乗じていくと、確かに令和１７年度には約７，３００万円になる。問題は、なぜこの伸び率になるのかだ。算定方法は理解できたが、その数字に根拠はあるのか。これをもって将来の予測とはならないだろう。

◇ （長寿支援課）要介護３の方も対象に含める場合でも、全員が本手当を支給対象になるわけではない。所得制限や施設入所の有無といった要件があるため、単純に要介護３の方約３，５００名を加算することはできない。Ｈ列の伸び率１．００４については、現状の要介護４～５の対象者数に対する本手当認定者の割合を基に、要介護３～５の人数に乘じて算出した数字であり、その結果がＨ列の１，５０１名で、伸び率としては１．００４となった。金額もこの伸び率１．００４で試算しているが、実際の数字にどれだけ近いかは判断が難しい。ただし現状では、対象者数を算出するにあたり、この伸び率でしか計算のしようがなかった。イメージとしては、現状どおり要介護４～５の方を対象とした場合、試算はＩ列のとおり約５，３００万から約７，３００万円まで増額する予定だ。そこに要介護３の方も支給対象とすると、更に約２，０００万円から３，０００万円の増額が見込まれる。

- ・ 委員

- 要介護３の方も対象に含めた場合の方が、伸び率で見ると約９，０００万円から約９，５００万円と５００万円しか増額しない見込みであれば、要介護３も対象としても良いのでは、となってしまうのか。

- ・ 委員長

- 要介護３の方のみを対象とした場合の見込額を算定し、その金額を要介護４～５を対象とした場合の金額に加算するべきであった。

- ・ 副委員長

- 恐らく、約１億１，５００万円程度になるだろう。

- ・ 委員長

- 委員会としては、この数字は信用しないという結論で良いかと思う。

- ・ 副委員長

- 併給に関して、そもそも障害者福祉は昔から存在し、その後に高齢者福祉が設けられたと想定される。高齢者福祉で様々な枠組みを作り、手当を支給する仕組みは、従来障害者福祉で行っていた取組みに上乗せして実施されているように思われる。仮に、高齢者福祉の手当が存在せず、障害者手当のみで運用していた場合、「６５歳以上は支給しない」という発想には至らなかった、という認識でよい。

◇ （障害福祉課）至らなかったと思われる。

- そうなると、高齢者福祉という新しい制度が上乗せされたため、全体を調整する中で、６５歳

以上は対象外とするという理解で良いか。

- ◇ （障害福祉課）そうではない。全体を調整する目的で65歳以上の新規障害者手帳取得者を対象外とするわけではなく、質問内容 NO.3 への回答に示した考えの中で、年齢制限の導入を検討した結果である。今回、実際に65歳以上新規手帳取得者を対象外とした場合に、偶然にも、要介護認定を受けられるのが原則65歳以上であるため、重複して受給される方が結果的に減ることとなる。

- ・ 委員長

- 現在、市としては65歳以上での新規障害者手帳取得者に対しては市手当を支給しない方針を考えており、パブリックコメントを実施しその結果が問題ないと判断されれば、その方針で進める意向か。
- ◇ （障害福祉課）その通りである。パブリックコメントは既に終了しており、2件のコメントが寄せられた。それらに対する市の対応としては案の修正は行わない方針のため、このまま議会へ議案として提出したいと考えている。
- そうなると移行措置が必要かと思うが、既に市手当を受給している方への今後の支給はどうか。
- ◇ （障害福祉課）現在手当を受けている人は、変わらず受給となる。
- もっと不公平な気もするが、制度上はそうしなければならないのだろう。

- ・ 委員

- 障害福祉課の第1回資料5ページ「5 他自治体との比較」について、さいたま市は平成28年4月から、川越市は平成22年1月から「65歳以上新規の場合は対象外」とあるが、これは県の意向に沿って、他自治体も次々と65歳以上を対象外にしたということか。
- ◇ （障害福祉課）川越市は、県が補助対象外にしたタイミングに合わせたと聞いている。さいたま市の経緯は、こちらでは分かりかねる。
- 年齢制限を設けていない自治体は、県内で7市町とのことであった。年齢制限を設けている市町村は、最初から年齢制限を設けていたのではなく、段々年齢制限を設けていったということか。
- ◇ （障害福祉課）第1回資料6ページ「6 福祉手当・年齢制限に関する県内他自治体の状況」には年齢制限の有無のみを掲載しており、他市町村がいつ年齢制限を導入したかは分かりかねる。近隣の政令中核市については、5ページの通りである。

- ・ 委員長

- 障害福祉課の第1回資料6ページ「6 福祉手当・年齢制限に関する県内他自治体の状況」と、今回の別紙資料②はどう関連しているか。
- ◇ （障害福祉課）今回の別紙資料②は、各自治体が高齢者手当と障害者手当を重複して併給しているかどうかの○×である。第1回資料6ページは、障害福祉の手当に関して65歳以上の年齢制限を設けている場合は○、設けていない場合は×としている。二つの資料の○×は意味合いが異なり、関連性は無い。
- 例えばさいたま市は、別紙資料②より重度要介護福祉手当が廃止されたとある。第1回資料6ページと照らし合わせると、高齢者と障害者に関する手当は、65歳以上への支給は無いということが良いか。

- ◇ （障害福祉課）さいたま市では、65歳以上での新規手帳取得者には、障害の手当は無い。
- 65歳以上で手帳を取得された方には、継続して支給しているということか。
- ◇ （障害福祉課）65歳より前に手帳を取得し手当の受給も発生している方という意味であれば、65歳を過ぎても手当の支給を受ける。
- これ以外に、さいたま市に高齢者の手当はあるのか
- ◇ （障害福祉課）別紙資料②のとおり、さいたま市は高齢者部門の手当は無い。
- これは時点の違いなのか。第1回資料6ページでさいたま市は○になっているが、これは65歳以上になっても新規手帳取得者は手当を受給できるということか。
- ◇ （障害福祉課）そうではなく、第1回資料6ページの○は、65歳以上の年齢制限を設けている場合は○としているため、65歳以上の新規手帳取得者には手当が支給されない。

・ 委員

- 別紙資料②のさいたま市の備考欄が間違っているのでは、ということではないか。さいたま市は高齢者部門の手当が廃止されているとのことだが、備考には「65歳以上で新たに手当に該当する手帳になった方で、重度要介護高齢者福祉手当受給中は供給不可」とあり、廃止されている高齢者部門の手当に関して書いてある。
- ◇ （長寿支援課）別紙資料②のさいたま市の備考欄については、当時さいたま市がその重度要介護福祉手当を支給していた際の話である。現在この手当は廃止されているので、この備考欄は関係が無い。

・ 委員長

- 別紙資料②はいつ時点の資料か。できれば、資料にいつ時点のものと書いてもらいたかった。

・ 委員

- この別紙資料②の備考欄は、現在の状況とは異なるため関係が無いということか。
- ◇ （長寿支援課）その通りである。

・ 委員

- そうなると、さいたま市は高齢者部門の手当が無くなり、かつ障害者部門の手当は65歳以上での新規手帳取得の場合は対象外になったため、現在65歳以上での新規手帳取得者は受給できる手当が何も無いということか。
- ◇ （障害福祉課）その通りである。
- もう一点、別紙資料②より、網掛けがしてある7自治体は重複で支給をしていないということか。
- ◇ （長寿支援課）その通りである。

評価

◆ 質疑応答を経て、各委員は評価を実施

評価事業	スポーツ協会事業
担 当 課	教育総務部 スポーツ課
説 明 者	太田次長、齋藤課長補佐、谷平副主幹
前回の振り返り	
◆ 前回のヒアリング・ディスカッションの要点について、事務局から説明 1 スポーツ協会が公益事業として認定を受けた事業に対し、補助金を交付しているとのことだが、補助金を交付している立場として、交付対象の事業についてどのように把握をし、評価を行っているのか。 2 スポーツ協会で実施している事業のなかには、競技人口が減少しているスポーツもあるかと思うが、今後、補助金の対象事業の見直しをすることについて、担当課としてはどのような考えでいるのか。	
説明・ヒアリング	
◆ 前回の追加項目に対して、『質問・指摘及び回答一覧表』を基にスポーツ課長から回答・説明 なお、『第1回ヒアリング内容』No.3について、スポーツ教室は参加者5名を基準として開催していること、No.16について、全国大会などへの激励金に加え、加盟している競技団体及びスポーツ少年団への普及費、強化費として支給もしていると補足・修正。 ◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答	
質疑応答 ・ 委員 ➤ 質問項目 No1 の回答内容に、評価や判断等はスポーツ協会が主管する団体と協議の上行っているとのあるが、評価や判断を行った結果の資料等の提出は受けているのか。 ◇ 提出は受けていない。 ➤ 正味財産増減計算書内訳表や事業報告書などで、事業の成果を判断しているということか。 ◇ そうである。 ・ 委員長 ➤ 補助事業等の実績報告書の形式が整っていれば、補助金を支出するに足る事業であったと判断しているということか。 ◇ 形式が揃っていることはもちろんだが、事業報告書に記載されている事業名や実施内容、参加人数等も確認をしている。 ➤ 例えば前年と比較した参加者の増減や、支出の効率化から事業効果の検証などは行っているのか。 ◇ そのような視点で検証はしていない。 ・ 委員 ➤ スポーツ協会が事業を実施するのではなく、スポーツ課が事業を行ったほうが効率的であるように思う。今後は市が事業を実施するという考え方はないか。 ◇ スポーツ協会が実施している事業については多くの人工が必要になることから、市が実施することは難しいと考えている。	

- ・ 委員
 - 事業を実施するにあたり、事業者を挟めば挟むほど事業費が膨らむ可能性や、非効率になっていく場合もあるので、スポーツ協会が実施している事業についても、市が直接実施をすることで、効率化を図っていくことの可能性について伺いたい。
 - ◇ 現在は難しいが、今後、部分的にスポーツ課が実施するということは可能かもしれない。
- ・ 委員長
 - 別紙に記載されているスポーツ推進係が行っている事業内容について説明してほしい。体育関係表彰事業、既に内容を聞いているツーデーマーチ実行委員会交付金、対象事業となっているスポーツ協会事業以外の事業についてお願いしたい。
 - ◇ 中学校・高等学校運動指導者派遣事業は、指導していただく方への報酬と保険料の支出を行っている。
 - ◇ 各種体育大会開催事業は、少年少女スポーツ大会という柔道と剣道の大会や、小学生を対象としたふれあいなわとび大会などを実施している。
 - ◇ 学校体育協会事業は、学校体育協会に対して補助金を交付している。
 - ◇ スポーツ推進委員協議会事業は、スポーツ推進委員協議会への助成や、直営の部分についてはスポーツ推進員への報酬などである。
 - ◇ レクリエーション協会事業は、レクリエーション協会に対し補助金を交付している。
 - ◇ スポーツ少年団事業は、スポーツ少年団に対し補助金を交付している。
 - ◇ スポーツ推進補助事業は、各公民館地区におけるスポーツ事業実施のための交付金や、全国大会等に出場する選手に対しての派遣交付金、マウスピースを作成された方へ費用の半額を助成することなどを行っている。
 - ◇ オリンピック・パラリンピック等強化指定選手激励金交付事業は、強化指定選手になった方に対し激励金を交付している。
 - ◇ スポーツ教室開催事業は、市直営のスポーツセンターが実施しているスポーツ教室の講師の方への報酬や保険料などの支出を行っている。
- ・ 委員
 - 他で開催されているマラソン大会では、企業から協賛金をもらっていたりすることが多いが、川口マラソン大会はもらっているのか。もらっているとすれば、正味財産増減計算書内訳表の参加費収入に含まれているのか。
 - ◇ 企業から協賛金をもらっており、参加費収入に含まれている。
- ・ 委員
 - 別紙に記載されている、スポーツ教室開催事業とスポーツ協会が実施しているスポーツ教室は別なものとの認識でよいか。
 - ◇ 別なものである。別紙に記載されているスポーツ教室は市直営のスポーツセンターが実施しているもので、スポーツ協会が実施しているスポーツ教室は競技団体と企画し実施している。
- ・ 委員
 - スポーツ協会は指定管理者として青木町公園総合運動場と体育武道センターを管理しており、そこでもスポーツ教室を開催しているが補助金は支出されているのか。

- ◇ 指定管理の中で実施しているスポーツ教室事業は、指定管理料の中で実施をしているため、補助金の対象ではない。

評価

- ◆ 質疑応答を経て、各委員は評価を実施